

令和 7 年 3 月 27 日
環境部清掃リサイクル課

練馬区第 5 次一般廃棄物処理基本計画の策定について

平成 29 年 3 月に策定した練馬区第 4 次一般廃棄物処理基本計画について、計画期間が令和 8 年度で終了となることから、次期計画の策定に着手する。

1 概要

一般廃棄物処理基本計画とは、区市町村における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を明確にする計画であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）にて策定が義務付けられている。

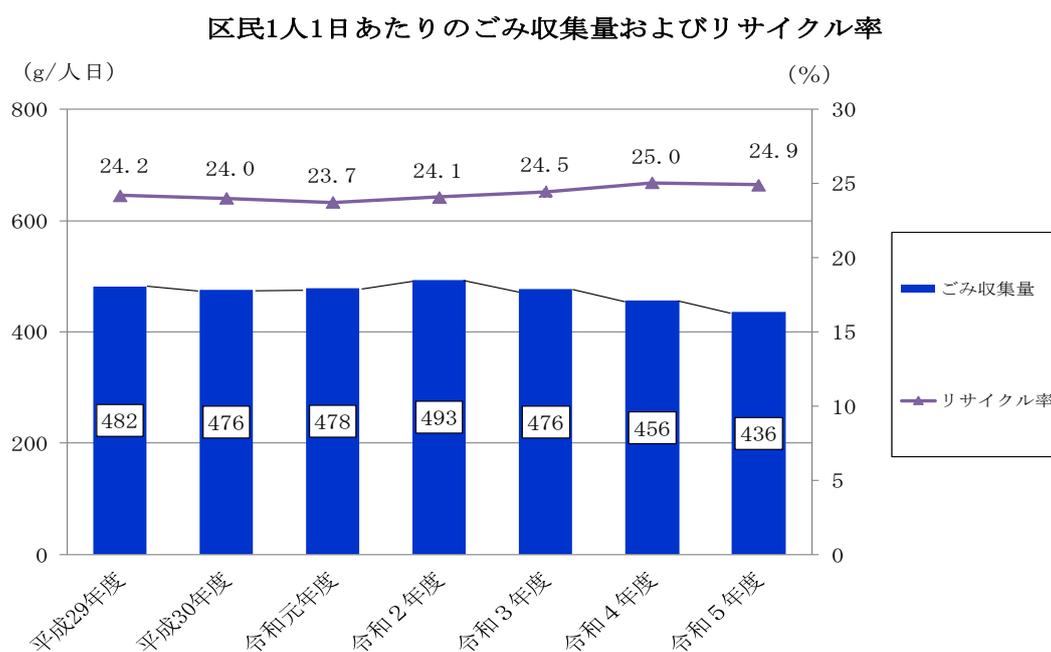
2 現行計画について

(1) 計画期間

平成 29 年度から令和 8 年度まで

(2) 令和 8 年度目標に対する令和 5 年度実績

指標	令和 8 年度 目標	令和 5 年度 実績	目標までの差
区民 1 人 1 日あたり のごみ収集量	443 g 以下	436 g	達成
リサイクル率	25.2% 以上	24.9%	0.3ポイント (上げる)



3 策定スケジュール

(1) 令和7年度

- ・ 現行計画の評価を行い、次期計画策定のための課題等を整理する（評価について、審議会にてご意見をいただく）。
- ・ 区民・事業者へのアンケート調査、資源・ごみ排出実態調査等の計画策定のための基礎調査を行う。
- ・ 現行計画の評価および各調査の結果に基づき、計画の骨子を策定する。

(2) 令和8年度

- ・ 骨子をもとに検討を行い、計画を策定する（素案等の段階で、審議会にてご意見をいただく）。
- ・ パブリックコメント等を踏まえ、計画を策定する。